

【1998年1月20日】雇用保険法の一部改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会（第505回）

社会保障制度審議会
会長 宮澤 健一 殿

別紙「雇用保険法の一部を改正する法律案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成10年1月20日

労働大臣 伊吹 文明

雇用保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 雇用保険法の改正

一 教育訓練給付制度の創設

一般被保険者又は一般被保険者であった者(教育訓練を開始した日が直前の一般被保険者でなくなった日の前日から労働省令で定める期間内にあるものに限る。)が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として労働大臣が指定する教育訓練を受け、修了した場合に、当該教育訓練の受講に係る費用(労働省令で定める範囲内のものに限る。)の額に百分の八十を乗じて得た額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、その定める額)の教育訓練給付金を支給するものとする。

ただし、当該一般被保険者又は一般被保険者であった者が当該教育訓練を開始した日以前において、次のイ及びロの期間を除いて通算した被保険者であった期間が五年に満たないときは、教育訓練給付金は支給しないものとする。

イ 当該教育訓練を開始した日まで被保険者として雇用された期間又は直前の被保険者であった期間に係る被保険者となった日の直前の被保険者でなくなった日が当該被保険者となった日前一年の期間内にはないときは、当該直前の被保険者でなくなった日以前の被保険者であった期間

ロ 教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、当該教育訓練給付金に係る教育訓練を開始した日以前の被保険者であった期間

二 介護休業給付制度の創設

一般被保険者が、労働省令で定めるところにより、その配偶者、父母及び子並びに配偶者の父母等(以下「対象家族」という。)を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間に、みなし被保険者期間(当該休業を開始した日又は各月においてその日に相当する日(以下「休業開始応当日」という。))の各前日から各前月の休業開始応当日までさかのぼった各期間のうち賃金の支払の基礎となった日数が十一日以上であるもの)が通算して十二箇月以上であったときに、当該休業の期間(当該対象家族を介護するためにする休業を開始した日から三月を経過する日までの期間に限る。)内において、支給単位期間(当該休業を開始した日又は休業開始応当日から各翌月の休業開始応当日の前日(当該休業を終了した日の属する月にあつては、休業を終了した日)までの各期間)について、当該被保険者が当該休業を開始した日に離職して受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額(以下「休業開始時賃金日額」という。)に三十を乗じて得た額の百分の二十五に相当する額の介護休業給付金を支給するものとする。

ただし、支給単位期間において当該被保険者に事業主から賃金が支払われた場合において、当該賃金の額と支給単位期間における支給額との合計額が休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十に相当する額を超えるときは、その超える額を支給額から減じて得た額を支給するものとし、その超える額が支給額を超えるときは、支給しないものとする。

また、介護休業給付金の支給を受けたことがある被保険者が、当該介護休業給付金の支給に係る休業を終了した日後に当該介護休業給付金の支給に係る対象家族を介護するための休業をしたときについては、労働省令で定める場合を除き、介護休業給付金は、支給しないものとする。

三 高年齢求職者給付金の額等の改正

(一) 高年齢求職者給付金の額を、被保険者であった期間に応じて次の表に定める日数分の基本手当の額に相当する額とするものとする。

(短時間労働被保険者以外の被保険者)

被保険者であった期間	高年齢求職者給付金の額
五年以上	75日分(150日分)
一年以上五年未満	60日分(120日分)
一年未満	30日分(50日分)

(短時間労働被保険者)

被保険者であった期間	高年齢求職者給付金の額
一年以上	五十日分(百日分)
一年未満	三十日分(五十日分)

(注)()内は現行

(二) 高年齢求職者給付金に要する費用に係る国庫負担は、平成十年度から廃止するものとする。

四 失業等給付に要する費用に係る国庫負担に関する改正

失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額は、平成十年度以後当分の間については、現在国庫が負担すべきこととされている額の七割に相当する額とするものとする。

五 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第一の一については平成十年十二月一日から、第一の二及び第一の三の(一)については平成十一年四月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

三 関係法律の整備

その他関係法律について所要の整備を行うものとする。